外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である坂下隆一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年二月二十七日

東京都千代田区内幸町一丁目一番七号ＮＢＦ日比谷ビル一五階一五一号

Creative Place Limited

日本における代表者　坂下　隆一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本における営業所を閉鎖するので、当社の全ての日本における代表者である木原信也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年二月二十七日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル二四階

グロブナー・ファンド・マネジメント・ジャパン・リミテッド

日本における代表者　木原　信也

限定承認公告

本籍埼玉県川越市伊勢原町四丁目一三番地六、最後の住所埼玉県さいたま市北区本郷町一五〇番地一イタニティ弐番館六〇一

被相続人　亡　櫻井　弓美

右被相続人は平成二十六年十月二十七日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十六日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

東京都練馬区小竹町一丁目七番一〇―一〇三号

限定承認者　河原　啓子

限定承認公告

本籍埼玉県川越市伊勢原町四丁目一三番地六

被相続人　亡　櫻井　雅士

限定承認公告

本籍埼玉県所沢市南住吉二二番、最後の住所埼玉県所沢市御幸町一番一六―三〇三号所沢スカイライズタワー

被相続人　亡　河原　徹

右被相続人は平成二十六年四月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十七日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県川越市伊勢原町四丁目一三番地六

相続財産管理人　櫻井　雅士

限定承認公告

本籍新潟県新潟市東区物見山二丁目四四番地、最後の住所新潟県新潟市東区物見山二丁目一九番一五号

被相続人　亡　植野　本希

右被相続人は推定平成二十六年四月二十九日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十八日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

神奈川県相模原市中央区淵野辺三丁目一五番一号

限定承認者　岩永智恵子

限定承認公告

本籍新潟県柏崎市西山町坂田一四〇〇番地、最後の住所新潟県長岡市中沢三丁目五六二番地一パティイーストＡ一〇一号室

被相続人　亡　吉岡　健一

右被相続人は平成二十六年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十六日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル三階新潟中央法律事務所

限定承認者右坂由紀子

右代理人弁護士　味岡　申宰

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所大阪市西淀川区千舟二丁目八番二八号信栄千舟ビル五〇一号室

被相続人　亡　山本一夫こと　韓　明錫

右被相続人は平成十六年三月六日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

石川県野々市市押野四丁目一番地五

相続財産管理人　韓　錦玉

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市千種区霞ケ丘二丁目二六番地、最後の住所愛知県名古屋市千種区霞ケ丘二丁目七番八―四〇八号市営霞ケ丘荘

被相続人　亡　細川　愼夫

右被相続人は平成二十六年十一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十六日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

愛知県名古屋市千種区霞ケ丘二丁目七番八―四〇八号市営霞ケ丘荘

相続財産管理人　細川　庸子

限定承認公告

本籍大阪府大阪市港区新池田町一丁目一九番地、最後の住所京都市伏見区向島庚申町五四番地の三七

被相続人　亡　谷脇　裕治

右被相続人は平成二十六年十二月十四日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

京都市右京区嵯峨野有栖川町三四番地

相続財産管理人　谷脇　弘一

限定承認公告

本籍愛媛県四国中央市上柏町乙一三五番地一八、最後の住所愛媛県四国中央市上柏町乙一三五番地の一八

被相続人　亡　浅野　雅司

右被相続人は平成二十六年九月二十四日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十八日松山家庭裁判所西条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

大阪府高槻市芥川町二丁目二四―五―二〇五

相続財産管理人浅野茂子

代理人弁護士　多賀　光明

限定承認公告

本籍兵庫県姫路市東今宿六丁目一一五〇番地三、最後の住所兵庫県姫路市城北新町二丁目一八番三〇号　栄マンション二〇一号

被相続人　亡　高橋　保雄

右被相続人は平成二十六年九月二十四日頃死亡し、その相続人は平成二十七年二月二十五日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

兵庫県姫路市西中島二八四番地一八

相続財産管理人　森下　惠

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年二月二十七日

東京都千代田区富士見二丁目四番九号

山京ビル株式会社

代表取締役　村松　年治

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年二月二十七日

東京都港区六本木二丁目二番七号

株式会社ライズ

代表取締役　山田　康宏

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金百三十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十七年二月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ヒラツカ特定目的会社

取締役　三品　貴仙

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十七日付第四二号六　調達第三八号六四ページ●

四ページ●同日付第四三号一二八ページ●同日付政府　二月三日付参会第三号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）